

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第13条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項の規定に基づき、光市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に定める事項について所掌する。

- (1) 光市こども計画(基本法第10条第2項に規定する本市の市町村こども計画をいう。)の策定及び変更に関する事項並びにこども施策(基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。)に関する事項について調査審議すること。
- (2) 支援法第72条第1項各号に規定する事項を処理すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第3項及び第4項の規定に基づく行動計画の策定及び推進について協議すること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可について協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関して協議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、前条に規定する所掌事項に関し学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条の規定により委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 特別の事項を処理するため必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 委員の委嘱の日後最初に行う会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年光市条例第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和4年条例第20号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第38号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。